

23. 6. 11

北河内

確定申告178人分見落とし

門真市 32世帯に納入通知書誤発送

門真市は10日、市外の税務署で確定申告を行った市民178人分のデータを見落とし、このうち32世帯に、誤った国民健康保険料の納入通知書を発送していたと発表した。ほかの世帯へは通知書の送付前だったため、影響はないという。

国税庁が今年から確定申告書を電子データで各自治体に送るようになったことを受けて、門真市課税課では市外で確定申告を行った市民のデータを振り分けて保存。同課職員が、電子データを登録する際、市外申告者178人分の情報を見落としたまま、登録作業を行ったという。

確定申告が未入力のまま国民健康保険料を算出し、口座振替で保険料を支払っている37世帯について先に

納税通知書を送付。このうち32世帯の保険料が過少算出されていたため、10日までに22世帯へ電話などで事情を説明。連絡がついていない残り10世帯についても近日中に連絡する。もっとも多い世帯で約70万円の差額が生じていた。

8日に、納税通知書を受け取った市民が相談し、発覚した。同課の川田雅彦課長は「今後はチェック体制の強化とともにシステムの改善を検討し、再発防止に努めたい」とコメントした。

23. 6. 11

読者

国保料少ないまま
門真市が通知書

門真市は10日、誤って国民健康保険料を少なく見積もるなどした納入通知書も32世帯に発送していたと発表した。いずれも口座振替の替への利用世帯で、引き落とし前のため実害はなかったという。

市によると、所得情報から保険料の算定に用いる確定申告のデータの一部が入力されず、対象者の多くを所得なしという扱いで算定したという。課税課の男性職員がデータの一覧表を見落としていたのが原因という。

市は各世帯に電話や訪問して謝罪し、正しい額の通知書へ差し替える。

23. 6. 11

朝日

二エース短信

◆門真市が国民健康保険料を誤通知 門真市は10日、市内の32世帯に発送した国民健康保険料納入通知書の金額が誤っていたと発表した。保険料算定に必要な確定申告データの一部を職員が見落とし、入力せずに通知書を作成。うち口座振替で支払っている32世帯分を7日に発送した。別の職員が8日、データが入力されていないことを偶然見つけ、誤りが判明した。

市課税課は「入力結果を確認する担当者を置いていなかった。今後はダブルチェックする態勢に改める」と説明した。